

別 紙

知事が定める額等（令和８年度）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ドナーミルク使用料支援	1 か所当たり 2, 2 0 0 千円	ドナーミルクを使用するた めに必要な使用料（年会費）	1 0 分の 1 0
ドナー登録施設支援	ドナー登録に必要な問 診・検査等 1 件当たり 3 千円	—	1 0 分の 1 0

（注）上記基準単価を補助金算出の限度とする。